

第7期福岡市障がい福祉計画及び第3期福岡市障がい児計画(原案)への市民意見と対応(案)

意見 番号	意見箇所			意見全文	意見への 対応等	市の考え方
	ページ	分類	項目			
1	3~5	第2 障がい保健福祉施策をめぐる現状	1障がい者の現状 (1)障がい児・者の手帳所持数の推移 (2)各手帳所持者の年齢構成別の推移	身体障がい児・者の手帳所持の数、年齢構成の推移データにおける障がい者別(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・内部障害)が分かるように示せないか。例えば、身体障がい者の数は、51,871人いると理解できるが、視覚障がい者は何人、聴覚障がい者は何人など不明。障がい者別が分かれば、どの障がい者が多いのか把握しやすい。	修正	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を踏まえ、4ページに障がい種別のグラフを追加します。 P4 「身体障がい児・者の障がい種別の内訳」のグラフを追加
2	27	第3 障がい福祉サービス等の数値目標及び実績・見込量	3 障がい福祉サービスに関する種類ごとの実績及び見込量 (3)居住系サービス	P26(3)居住系サービスの共同生活援助(グループホーム)について日中は生活介護に通所している重度重複障がい者を子にもつ保護者としての意見です。 多くの保護者は「親なき後」ではなく、親が子どもの世話ができなくなる前に子どもがグループホームで生活できるように願っています。このような障がい者を家族にもつ世帯の問題を障がい福祉計画では、令和5年度のグループホームの見込み数量が1,584、令和6年度2,435、令和7年度2,595、令和8年度2,955として数量が年々増加している数値だけで、グループホームにおいて何が問題点でどの点で障がい者が困っているかについては表れていません。 PDCAサイクルで改善(Act)、評価(Check)をだされても全く無意味なものになります。例えば障害区分別のグループホームの利用数量などを出して重い障がい者が利用できるのかをあらわす数字をだしていただければ、数年ごとの福祉計画に対してPDCAが有効になるものだと思います。夜間に複数の手がかりがある体制のグループホームは人的確保が課題です。障がい者が重いほど経験がある方の確保が必要ですがそれも年々難しくなっていることも問題点です。重度重複の障がい者に対して経験のある法人がグループホーム経営に手を出せる状況を作っていただきたいことと、保護者が安心して障がいのある我が子を預けられるようなグループホームができてほしいと願っています。最近多くのグループホームができていますが、重度重複障がい者を受け入れる人数体制と建物や設備の体制が整っているところはほとんどありません。それだけ整えているところはかなりの赤字経営を強いられていると聞きます。高齢者の保護者がみえていくことが困難な重度重複の障がい者を受け入れるグループホームの数値を出してほしいとともに安心安全のための質を保つことも並行した課題でもあります。 重度重複障がい者のグループホームに対して福岡市は、今後さらにどのような補助や助成を考え、経営ができるような施策を打ち出してほしいです。障がい者に関わる支援員が長く安心して働ける状況をも検討して下さることが人材育成の面においても、障がい者にとっても安心して生活ができる何よりの支援になるはずで、重度重複の障がい者のグループホームの数値化とその数値が増えるようお願いします。	原案通り	ご意見ありがとうございます。 障がい福祉施策の推進においては、「親なき後」の地域での生活を見据え、障がいのある人もその家族も、地域で安心して生活し続けることができる支援の充実を目指しております。 グループホームにおける重度障がい者の受入れにあたり、利用者の個々の障がい特性や程度に応じた支援を行うための報酬単価の見直しについて引き続き国に要望してまいります。 また、重度障がい者の受入れの促進は重要な課題であると考えていることから、市独自の制度として、事業所に対し、設備面の経費を助成する補助金制度を設けるとともに、重度障がい者の受入れが進まない事情の把握に努め、令和2年度に人件費を助成する補助金制度を設け、令和4年度に拡充し、受入れの促進を行っております。 今後、補助制度の効果や重度障がい者の受入状況の推移を把握して、施策に生かしていきたいと考えております。
3	27	第3 障がい福祉サービス等の数値目標及び実績・見込量	3 障がい福祉サービスに関する種類ごとの実績及び見込量 (3)居住系サービス ○第5期及び第6期計画の実績	「共同生活援助の実績について、知的障がい者と重症心身障がい者(重度重複障がい者を含む)は別々に集計しなければ実態が把握できないのではないか」 (3)居住系サービス ○第5期及び第6期の計画の実績について、「共同生活援助」と「精神障がい者の共同生活援助」に分けて集計されています。「共同生活援助」の集計には、知的障がい者、重症心身障がい者が含まれているものと思われます。しかしながら、知的障がい者と重症心身障がい者では実績に相当な差があるものと予測されます。当法人で支援しているような重症心身障がい者を受け入れている事業所は非常に少ないという実態があるようです。障がい種別・程度ごとに集計しなければ、重症心身障がい者の居住支援の利用実績の実態が把握できないのではないかと考えられます。	原案通り	ご意見ありがとうございます。 グループホームにおける重度障がい者の受入れの促進は重要な課題であると考えていることから、市独自の制度として、事業所に対し、設備面の経費を助成する補助金制度を設けるとともに、重度障がい者の受入れが進まない事情の把握に努め、令和2年度に人件費を助成する補助金制度を設け、令和4年度に拡充し、受入れの促進を行っております。 今後、補助制度の効果や重度障がい者の受入状況の推移、その障がい種別・程度を把握して、施策に生かしていきたいと考えております。
4	27	第3 障がい福祉サービス等の数値目標及び実績・見込量	3 障がい福祉サービスに関する種類ごとの実績及び見込量 (3)居住系サービス ○第7期計画の見込量	「重症心身障がい者の居住支援を進める具体的施策が必要なのではないか」 ○第7期計画の見込量について、令和6年度から8年度にかけて施設入所支援の見込人数が1,221人から1,209人に減っていますが、共同生活援助(グループホーム)の見込数は2,435人から2,955人と増えています。施設入所支援の見込み数が減る中、当法人で支援しているような重症心身障がい者の居住支援の受け皿は共同生活援助(グループホーム)となると考えられることから、重症心身障がい者を受け入れ可能な共同生活援助が整備されるのか今後の課題であると考えます。重症心身障がい者の居住支援を、今後、どのように進めていくのか、福岡市の具体的施策を期待するところです。	原案通り	ご意見ありがとうございます。 グループホームにおける重度障がい者の受入れの促進は重要な課題であると考えていることから、市独自の制度として、事業所に対し、設備面の経費を助成する補助金制度を設けるとともに、重度障がい者の受入れが進まない事情の把握に努め、令和2年度に人件費を助成する補助金制度を設け、令和4年度に拡充し、受入れの促進を行っております。 今後、補助制度の効果や重度障がい者の受入状況の推移を把握して、施策に生かしていきたいと考えております。

第7期福岡市障がい福祉計画及び第3期福岡市障がい児計画(原案)への市民意見と対応(案)

意見 番号	意見箇所			意見全文	意見への 対応等	市の考え方
	ページ	分類	項目			
5	35	第3 障がい 福祉サービ ス等の数値 目標及び実 績・見込量	4 地域生活支援事 業に関する種類ご の実績及び見込量 (1) 必須事業 ②コミュニケーション 支援事業	<p>聴覚障がい者は相談する時、当事者による相談員が必要です。しかしながら、当事者による相談員(東区、博多区)がごく僅かです。福岡市聴覚障がい者情報センターに相談員がいるのですが、聞こえる人なので、相談するのに躊躇う面がある。そういう意味から当事者による相談員配置が欠かせないものと考え、情報センターにも聞こえない相談員を配置すべき。また東区、博多区だけろうあ者相談を配置しているが、他区にも配置していただきたい。</p> <p>情報アクセシビリティコミュニケーションの観点から区役所のみならず、市役所、福岡市美術館、福岡市博物館等に手話通訳者を配置していただきたい。こういうことによって、福岡市が掲げている「みんながやさしい みんなにやさしい ユニバーサル都市福岡」になる。</p> <p>手話通訳者派遣事業の実績を見ると、令和3年度は2,278件、令和4年度2,456件と明示されているが、対面通訳か遠隔訳か内訳が分かるように示していただきたい。</p> <p>遠隔手話通訳のアプリは、ライブオンなので、使いにくい面があるので、見直していただきたい。</p>	原案通り	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>令和3年度及び令和4年度の手話通訳者派遣事業は、全て対面通訳となっております。</p> <p>ご提案いただきました手話通訳派遣の対面と遠隔の内訳につきましては、遠隔派遣が感染症の流行や災害等の理由により対面での通訳が困難な場合が主な利用となることから見込が難しいため、原案通りとさせていただきます。</p> <p>その他のいただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、全区に設置している手話通訳職員につきましては、通訳だけでなく相談対応も行っております。また、地域の相談員である身体障がい者相談員がすべての区におられますので、お気軽にご相談ください。</p>
6	-	その他	-	<p>私は、就労継続支援B型で職業指導員をやっております。障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度)(第4回) 配付資料岡山理科大学総合情報学部社会情報学科川島准教授の資料には、基本方針等を見ると、合理的配慮の手続(決定プロセス)が個別的・事後的・対話的性格を有することもわかる。すなわち、個々の障害者と個々の相手方との間で、障害者側の意思表示がなされた後に、両者の対話を経て、合理的配慮の提供又は不提供が決定されるというのが、合理的配慮の手続である。とあります。令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化も、結局変わってないから、義務化になったといえます。そこです。うちの事業所は、ライティングをしてもらっていますが、例えばその際に、福岡市のことについて書いてもらったらどうかと思うのです。障害者に困りごとを書いてもらう。どうすればそれが解消するのか?を書いてもらう。など、こうすることにより、合理的配慮が可視化していくのではないのでしょうか?生の声なので、それが活かせるようになるのではないのでしょうか?また、事業者側も、それらの実例を知ることによって、お店であれば、店作り、会社であればその配慮が出来るのではないのでしょうか?</p> <p>例えば、ある利用者さんは、来所の際に、東公園を通るのですが、歩くのがしんどい時がある。雨が降らないときは椅子に座れて休み休み来れるそうですが、雨が降ると椅子に座れないといいます。なので、例えばびさしのあるところに椅子を置くとか、座る部分をひっくり返せば、濡れてない部分が露出する椅子など、の改善がわかります。これは高齢者や乳幼児を連れたママにも当てはまるのではないのでしょうか?</p> <p>福岡市保健福祉総合計画にある、「地域共生社会の実現」「2040年のあるべき姿」「支え合う福祉」のしくみづくりにも活かせるのではないのでしょうか?</p> <p>それが、福祉におけるアジアのモデルとなる社会の一助になると考えおります。</p> <p>私のスキル。昔は新日鉄の協力会社で所長をやっており、従業員教育で成果を上げ、当時、日本中の新日鉄営業所から視察が来たくらいです。また、マネジメントで有名なドラッカー学会にも所属しております。業種の差はありますが、就労継続支援は、一般就労が困難である者に対し、就労に向けた訓練等を実施が目的です。日々の段階を踏んだ、障害者の方に合わせたレベルアップになる施策をやっております。例えば、小さいことかもしれませんが、将来の就労に向けて、報連相の義務付けやライティングでの目標設定のヒアリングなど、小さいことから、コツコツとやるようなことをやっています。</p>	その他の意見等	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>合理的配慮の提供につきましては、個々の場面において、障がいのある人から社会的障壁を取り除いてほしいという意思の表明があった場合には、負担が重すぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることとされております。</p> <p>合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであるとされており、いただいたご意見も参考にしながら、合理的配慮の提供に係る周知に取り組んでまいります。</p>
7	-	その他	-	<p>私は、療育手帳毎日携帯してます。通勤する時、休日出かける時必須です。三十代で、同世代で手帳持ってる方たくさんいるとは知りませんでした。障害持ってる、持っていない関わらず働きやすい環境を作ってほしいです。地下鉄、西鉄バス、西鉄電車は割引で乗車できるし、便利です。JR九州は、100km越えないと適用されないそうです。(例えば、日帰りでもどこまで遠出しようとか。)</p>	その他の意見等	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>福岡市地下鉄におきましては、療育手帳等をお持ちの方を対象に乗車料金の一部を割引しております。</p> <p>また、障がいの働きやすい環境づくりとして、障がい者就労支援センターにおいて、障がいの民間企業等への就労や職場定着を促進するため、企業訪問や企業セミナーなどにおいて、障がい者雇用の啓発・助言を行ってまいります。</p> <p>今回いただいたご意見につきましては、今後の事業実施の参考にさせていただきます。</p>
8	-	その他	-	<p>聴覚障がい者は、手話通訳者及び聴覚障がい者当事者相談支援員(ろうあ者相談員も含む)が必須的。居宅介護、重度訪問介護などのサービスがあるが、手話ができない方とのコミュニケーションがなかなかとれず、サービスを使っても逆効果である。SDGsの観点から手話通訳ができる人や聴覚障がい者当事者支援員(相談員も含む)を採用し、サービスの提供してほしい。</p>	その他の意見等	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。</p>

第7期福岡市障がい福祉計画及び第3期福岡市障がい児計画(原案)への市民意見と対応(案)

資料 1

意見 番号	意見箇所			意見全文	意見への 対応等	市の考え方
	ページ	分類	項目			
9	-	その他	-	デジタル主流になりつつ今、未だにアナログのまま日常生活用具の品目がほとんどなので、障がい者団体にヒアリングしたうえ、見直ししていただきたい。	その他の意見等	ご意見ありがとうございます。 日常生活用具の認定にあたっては、一般に普及していないもの等の要件があり、また、有識者による検討委員会に意見を求めた上で決定しております。 いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。
10	-	その他	-	第3 障がい福祉サービス等の数値目標及び実績・見込量 4 地域生活支援事業に関する種類ごとの実績及び見込量 (2)選択事業 ③社会参加促進事業 点字・声の公報等発行事業 意見:『福岡市の障がい福祉ガイド』点字版を作ってください。 このガイドは、音訳版、テキスト版、音声コードが提供されています。しかし、電話帳のような内容ですので、自分が欲しい内容を素早く探したいのですが、いずれも探し出すのは容易ではありません。 まず、読み取りですが、現在、ページ下の切り欠きを合わせて読み取る機器は、テルミー(99,800円)しか無いようです。スマホのアプリは無料ですが、欲しい情報に辿り着くには、多くの難関があります。音声コードの位置を把握し、スマホの位置を調整して読み取らねばなりません。 もし、読み取れたとしても、まず表紙を読むと、どのような内容があるのかは、分かりますが、どのページにあるのかは、分かりません。目次にたどり着いても原本ページしか分からないので、どのページに欲しい情報があるか分かりません。 たとえ、「相談窓口」のページに辿り着いて、音声コードを読み取れたとしても、少しずつしかスキップできません。もし、西区が知りたければ、しばらくスキップが続きます。やっと西区に辿り着いても、まず住所を読み上げます。「私は電話番号が知りたいのに…」と我慢して進みます。やっと電話番号に来て覚えるかメモを取らないと電話が出来ません。 点字版があれば、点訳ページがすぐに分かる目次がありますので、目次を読めば、必要な情報にすぐに辿り着けます。点字で確認しながら、電話をかけることが出来ます。数年前まで点訳版があったと思います。ぜひ、点字使用者のために点字版をお願いします。	その他の意見等	ご意見ありがとうございます。 「福岡市の障がい福祉ガイド」につきましては、多くの障がいのある方に活用していただきたいと考えており、今後とも障がいの特性に配慮しながら効果的な情報提供に努めてまいります。
11	-	その他	-	心身障害福祉センター(あいあいセンター)は、長浜にあり何回か療育手帳判定に行ったことがあります。いつ、面接の通知が来るか分かりません。郵送で自宅に来ませんし、もしかしたら行かなくて良いかもと思ってます。面接でも、分かりませんかこれなら分かりますとか言えたら全然問題ないと思います。	その他の意見等	療育手帳につきましては、療育手帳に次の判定年月を記載していることに加え、再判定の概ね2ヶ月前に区役所から「再判定のお知らせ」のお手紙でお知らせしております。
12	-	その他	-	第7期福岡市障がい福祉計画及び第3期福岡市障がい児福祉計画に対する意見です。 友達からこれの点訳がされないと聞き、是非、点字版も出してほしいです。 音声は、知りたい所のみ聞くのは難しく点字だとその部分だけ探して読む事が出来るからです。 それと、年寄りには小さい字は見にくいので大きな活字にして下さると有難いです。 どんな方も平等に知る権利があつてずい分されるようにはなりましたが、まだまだの所があります。 以上の件、よろしくお願致します。	その他の意見等	第7期福岡市障がい福祉計画及び第3期福岡市障がい児福祉計画につきましては、点字による点訳版のほか、デジ版、音楽CD版、テキスト版を作成する予定としております。 なお、現計画においても前述同様に作成しております。